

竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱

令和 5 年 月 日
告示 第 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、竹富町観光案内人条例（令和 2 年竹富町条例第 9 号。以下「条例」という。）に基づく不利益処分を行う基準を定めることにより、当該行政処分の公正及び判断過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱が対象とする不利益処分の種類及び根拠条項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 措置命令（条例第 22 条第 2 項）
- (2) 事業の停止命令（条例第 25 条）
- (3) 事業に係る免許の取消し（条例第 25 条）

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(措置命令)

第 3 条 町長は、条例に定められた義務を遵守していないと認められる者として条例第 22 条第 1 項の規定による勧告を受けた観光案内人が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったと認められるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命じる。

(事業に係る免許の停止命令)

第 4 条 町長は、条例第 8 項第 2 項に掲げる事項につき変更があったにもかかわらず条例第 11 条の規定による届出をしていないと認められる者として条例第 22 条第 2 項の規定による措置命令を受けた観光案内人が、30 日以内にその命令に係る措置をとらなかったと認められるときは、30 日間の事業の全部の停止を命じる。